

令和4年7月15日

理事会議事録

奈良県国民健康保険団体連合会

令和4年度第2回理事会議事内容

奈良県国民健康保険団体連合会

1. 開催日時

令和4年7月15日（金）午後2時00分～午後3時35分

2. 開催場所

奈良県市町村会館 8階大研修室

3. 理事会の議事経過及びその結果

(1) 規約第34条第1項に基づき、理事総数17名のうち、14名の出席と、3名の書面出席があり、理事会は有効に成立した。

(2) 松井理事長から挨拶があった。

○ 新型コロナウイルスワクチンについては、本会においても、国の4回目接種の方針を受けて、引き続き新型コロナウイルスワクチン費用の請求支払事務を実施することとなり、医療保険制度の一翼を担う国保連合会として、その役割を果たす所存である。

○ 連合会業務は、国の政策、様々な制度改正等について、迅速・的確な対応が求められており、保険者の共同体としての使命達成のため、更に県・市町村等と連携をして、より一層信頼をされる国保連合会を目指していく。

(3) 規約第32条に基づき、松井理事長が議長となって議事を開始した。

(4) 議長が議事録署名人に、阿古理事と伊藤理事を指名した。

(5) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

① 議案

<報告事項>

- ・ 報第1号 令和4年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算について
- ・ 報第2号 令和4年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- ・ 報第3号 奈良県国民健康保険団体連合会次期国保総合システム等導入移行業務委託に係る債務負担行為について

<議決事項>

- ・ 議案第 2 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- ・ 議案第 3 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 4 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 5 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 6 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 7 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算について
- ・ 議案第 8 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 9 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 10 号 令和 3 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 議案第 11 号 奈良県国民健康保険団体連合会令和 3 年度分剰余金の返還について
- ・ 議案第 12 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算について
- ・ 議案第 13 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- ・ 議案第 14 号 令和 4 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- ・ 議案第 15 号 奈良県国民健康保険団体連合会育児休業、育児短時間勤務に関する規則の一部改正について
- ・ 議案第 16 号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための決議について
- ・ 議案第 17 号 奈良県国民健康保険団体連合会役員を選任について
- ・ 議案第 18 号 令和 4 年度第 1 回通常総会の招集及び提出議案について

② 審議状況

報第 1 号から同第 3 号について事務局から報告があり、特に質疑は無く承認された。

議案第 2 号について事務局長から提案説明があり、特に質疑なく、原案どおり可決された。

議案第 3 号から同第 10 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく、原案どおり可決された。

議案第 11 号から同第 15 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく、原案どおり可決された。

議案第 16 号について事務局長から提案説明があり、副理事長から「本来、この国保総合システムの見直しというのは、基本的には全体のデジタル化ということの中で、より大きな財政措置が出てくる話だと思います。デジタル化をされることで、公共性の高い重要なインフラだから、それに対しては過度な負担が保険者に生じないようにという主張はいいと思いますが、デジタル化を進めている以上は、それが保険者あるいは実際のいろいろサービスを受けるべき人のサービスが向上するはずだという一番最初の論点がないように見えてしょうがないです。そういうことをもともとデジタル化することで皆さんが便利になるし、使いやすくなるというところをどこか入れておかないでいいのかと感じていますので、これは中央会のほうにも一度お返しただいて、そういう視点をちゃんと盛り込んでほしいということをお願いしていただけないでしょうか。」との意見に対し、常務理事から「ご意見、ありがとうございます。副理事長がおっしゃっている趣旨につきましては、中央会に反映するように伝えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。」と回答があった。

その後、特に質疑なく、原案どおり可決された。

議案第 17 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく、原案どおり可決された。

議案第 18 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく、原案どおり可決された。

(6) 議案審議の後、次の事項について報告があった。

- ・ 中期経営計画（案）の策定状況について
（説明者：常務理事）

- ・ 第三者行為損害賠償求償事務の取組について
(説明者：事務局)
- ・ 国保事務支援センターの主な業務概要（計画）について
(説明者：事務局)

事務局の報告終了後、理事から「子ども医療費の件で、いろいろ皆さん方にご議論いただいております、感謝申し上げます。理事会において、理事長のほうから今後進めていく上での必要なプロセスについてご指摘をいただき、そのプロセスを一つ一つ追いかけてながら進めさせていただいているという状況でございます。去る7月14日は事務担当者の説明会も開催させていただいたところでありまして、その中で各市町村のご担当の方からは、いろいろなご意見をいただいております。これらにつきまして、一つ一つ丁寧に解決をすべく、努力をしていきたいというふうに思っております。システムの改修の予算については、本市の令和4年度、本年度の予算に既に計上、そして議決済みということでもございますので、今後、国保連のほうの予算措置にもまたご協力をいただかなければならないところではございますけれども、私どもの考え方といたしましては、事務担当者の会議を経ましたので、次は首長の皆様の直接意見交換、またご理解いただくような場を設けさせていただいて、その上で丁寧に進めていければと思っております。

中学生までの現物給付化についての経緯、議論、また様々な検討課題については、これまでもいろいろな場面で触れてきたところではございますが、もう一つ、高校生への範囲を広げるという話については、これまで全く触れてこなかったところではございます。これについては、先日も県も含めた三者会議をした中では、奈良市もしくは奈良市長が公の場で高校生までの対象範囲の拡大について述べたことがないと指摘をいただきましたので、本日、公の場ということで、高校生まで今後範囲を広げようという考えを持っているということについてはお伝えをさせていただきたいと思っております。ちなみに、現在、県内で高校生まで医療費助成制度を適用している市町村につきましては、今年度も入れますと、10の市町村になります。これらにつきましてはご案内のように現物給付ではなくて、償還払いの仕組みで取り組んでおられると認識をいたしております。本市といたしましても、そ

こは2段階で考えて、まずは償還払いで高校生の範囲拡大ということをするというのも、もちろん一つの方策であるという認識をいたしておりますが、システム改修が結果としては二度手間になってしまうところもあろうかとは思いますが、このあたりは今後、事務担当者もしくは首長同士の意見交換の場の中でも、皆様からいろいろなご指摘やまたご意見をいただいて、丁寧に議論を深めていきたいと考えておりますので、引き続きの前向きなご意見を賜りますようお願い申し上げます。」との発言があった。

これに対し副理事長から「この件は非常に各市町村で話題になっている議題でございます。おっしゃったように、やはりこれは慎重に進めるべきだと思っています。奈良市のご事情というのは、私もよくご本人からお伺いして、理解しているつもりですが、県内でサービス内容が若干変更する形になりますので、やはりいろんな意見が出てくると思います。今おっしゃったみたいに、奈良市さんではもう予算措置をされて前に進んでおられる。これは我々が否定することはできないし、むしろ頑張ってくださいという話でいいと思いますが、この件に関しては、各市町村に大きな影響を及ぼすだけに、事務方レベルではなくて、首長レベルでいろんな話をしていく必要があると思っています。その中で、ぜひ全ての首長がしっかりとその内容を事務方から吸収して議論できるようなフォローを奈良市さんからもぜひ発信をしていただいて、みんなで充実した内容でご議論させていただいて、自分の市町村のこともいろいろ考えないといけないと思います。事務方で会議をした内容を若干聞いておりますと、いろんな意見が出たとお伺いしておりますので、これは逆に我々にとってもこの医療制度を考えるきっかけになると思っております。前向きな議論を真剣にさせていただくつもりでございますので、またよろしく申し上げます。」との意見があった。

更に副理事長から「私からは2点申し上げたいことがあります。以前からお話しておりますし、私自身の個人的な考え方を先に言わせていただきたいのですが、市町村の皆様方、県民の皆様方のサービスレベルが上がるということがはっきりしていたら、やっぱりそこをまず根本的に立て直すべきだということは議論すべきだと思っております。中長期的になるのか、短期になるのか、その部分の整理はつけなくてはいけない部分があるということは当然ですけれども、シス

テムを改修するに当たって、もともとのサービスレベルの何が変わるのかということ議論すべきです。そこを知らしめようということ要望文の中でもお願いしていただきましたし、今の議論も現物給付をするということがどれだけ市民の方々、あるいは県民の方々にメリットを及ぼすのかということは、まずそこをきちんとすべきだと私は思っております。ちょっとそこが弱い感じがしていて、要望を出したからやるという感じになりがちなので、自分たちの中にちゃんと落とし込まなくてはいけないなと思っております。逆に、子どもがいないのに、これだけ参加するののかというようなことを非難される方も当然いますので、その部分は視点をちゃんと持たなくちゃいけないのかもしれないなと思ったりもします。

一方で、そうやって手続をかなり踏んできていただいたことは非常にすばらしいことだと思っておりますし、奈良市さんが予算化して、ほかの市町村にはできるだけ迷惑をかけないようにしますとおっしゃった上で進めていただいているわけですから、まずはいろいろご批判をされながら進めていただくということですから、頑張ってくださいなど。そして、我々としても、全体として一つの方向性というものを、少し時間がかかっても考えていく必要があるんだろうなという感じでは思っております。

その中で一つだけお願いしたい話があります。基本的には、全体を考えたときのお金の話というのは、これは入りと出の議論になります。入りの議論、出の議論を公平なルールでやってくださいということだけは申し上げておきたいと思えます。入りは入りの独自の考え方、出は出の独自の考え方をするのではなくて、具体的な内容は申し上げませんが、この原理原則は守ってください。お金は皆さんから徴収をしていただいて、そしてそのお金をみんなで分けて使うということですから、徴収の努力も、出すルールも同じ汗をかきましようということだけは前提で動いていただきませんと、これはサービスの目的の原則論と、財政あるいは収支の原則論の2つはきっちり守りましようということだけ申し上げておきます。」と意見があった。

それに対して理事から「ありがとうございます。首長さんのところにもいろいろ情報も上がりつつあるのかと思いますが、先日の会議の中でも、もはや事務担当レベルではないと考えているというご意見や、一人でも反対したらどうするのかという考えや、県の動きを待つべき

じゃないかというご意見など、また独善的ではないかというようなご意見などいただいております。決して独善的ということではなくて、令和元年、2年に2年間にわたりまして、奈良県市長会の会長の立場で、県に2年連続で要望いたしました。県として自ら動く、県が率先をして動くということではなくて、あくまでも国の減額調整制度が廃止されるのを待つというのが基本的な県のお考えということでしたので、これはもちろん政策としては一つの方法だと思っています。ただ、なかなかそれを待っているわけにもいかない事情があって、現物給付化が市民にどのようにメリットがあるのかということを確認にすべきだというご意見がありましたが、この辺りも実際、現場から上がっているいろんなお声もたくさんございます。

また、もう一つ追い立てられる事情としては、62の中核市の中で、今年の10月をもちまして、現物給付をしていないのは奈良市のみになります。62市のうち、61市がもう現物給付になりました。そういう意味では相当奈良県は、奈良市も含めてですが、今、遅れている状況でございます。このような状況はやはり放置することはできないであろうと思っておりますし、それからペナルティーの部分についても、奈良市分でも2,000万円弱ということですので、人口で考えれば、それほど目が飛び出るほど大きな負担にはならないであろうと思っております。このあたり、また引き続き首長さん同士のコミュニケーションの場でも真摯に対応させていただきたいと思っておりますし、奈良市のやることとはいえ、周りの皆さんにもいろんな面で直接、間接に影響を与えるテーマだというふうには認識をいたしておりますので、最大限丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。引き続きよろしくお願いいたします。」と回答があった。

続いて、理事長から「2月14日の国保連合会の理事会において、各理事から出された意見を、私どもで最後まとめさせていただいて、それをもう一度振り返りながら、今までどういう手順でやっているかというのを、まずまとめたいと思っております。全市町村で足並みをそろえてというのはなかなか難しいですが、その中で奈良市が先行してやっていこうという場合にまずは、奈良市と奈良県、国保連合会で対象年齢を拡大した場合、各市町村国保連合会にどのような影響が出るのか、その内容についてまずは奈良市と奈良県国保連合会でやってもらいたい。そして、その内容がまとめれば、一番内容に詳しい各市町村の

担当職員、事務方の職員と県、奈良市、国保連合会を交えた協議をする場を設定して、疑問点の解消や意見交換をし、意見の共有を図るということをやってもらいたい。それが7月14日に行われたと思っておりますが、皆さんの声を聞いていますと、なかなか意見の共有がまだ図れていないということも聞いております。再度、協議の場を開いてもらいたいと聞いております。昨日はまだ出発点だという意見も、各担当からも聞いていますので、しっかりと奈良市のほうで持ち帰って、また協議をしてもらいたいかなというふうに思います。そして、それが終わりましたら、各担当より各首長にその内容を説明し、各市町村の考えをまとめてもらう。そして、その上で奈良市と他市町村の意思の疎通が図れるように、市長会、町村会で協議を進めてもらいたいと前回の理事会のときにお話をさせていただいたと私は理解をいたしております。そして、これらの手順を奈良市が他市町村の首長の理解を得て進めれば、県、国保連合会にも働きかけ、実現に向かって私も汗をかきたいな、そのように考えて、この間のときにお話をさせていただきました。

しかしながら、この間から努力をしていただいておりますけれども、そのプロセスをなかなか進めることができなくて、奈良市のほうからメールも送られてきてというような形で、唐突な、乱暴なやり方、適正ではないという、受け入れ難いというような意見も各事務局からも聞かせてもらっているという状況です。しかし遅ればせながら、手続きを進めていっているようであります。まだ十分ではありませんが、首長の理解が得られるよう、急ぎ過ぎないように注意をしてもらいながら最善の努力をしてもらいたいです。この間からいろんな事務局からの意見も聞かせてもらって、ちょっと辛めの意見かも分かりませんが、実際そのように各事務局さんが思っていると思うので、丁寧に説明をしながら、各首長が理解ができるように進めてもらいたい。

そうならば、私のほうでも最大限、また皆様のご理解をいただいて、国保連合会としても一緒にやっていきたい、そのように思いますので、もう一度他市町村の立場に立って、他市町村の首長、あるいは事務局の十分な理解が得られるように、もう少し努力をしていただきたい。そして、みんなで晴れて進められるように努力をしてもらいたい。そのことを特に私のほうからはお願いしておきたいと思っております。」と意見があった。

その後特に意見はなく会議は終了した。

4. 出席した理事の氏名

理事長	松井 正剛	桜井市長
副理事長	東川 裕	御所市長
副理事長	森川 裕一	明日香村長
副理事長	森川 東	奈良県
常務理事	山村 吉由	広陵町長
常務理事	橋本 安弘	学識経験者
理事	仲川 元庸	奈良市長
理事	阿古 和彦	葛城市長
理事	野村 栄作	山添村長
理事	伊藤 収宣	御杖村長
理事	清原 和人	河合町長
理事	車谷 重高	天川村長
理事	南 正文	下北山村長
理事	安東 範明	奈良県医師国民健康保険組合理事長
理事	上田 清	(書面出席) 大和郡山市長
理事	中西 和夫	(書面出席) 斑鳩町長
理事	森田 浩司	(書面出席) 三宅町長

5. 議長の氏名

松井 正剛 (理事長)

この議事録が正確であることを証するため、署名捺印する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人

以上